

ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和3年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第2号

ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の実施に際して、市町村が住民等とこれらの大会に参加する選手その他の関係者（以下「選手等」という。）との交流を促進する事業及びこれに伴う取組（これらの大会に係る事前の合宿の実施及びその実施に向けた取組を含む。）を行う場合において、選手等の受入れに係る新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の対策に要する経費の財源に充てるため、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。